

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 救急病院の指定	【告示】	医療推進課	○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載）
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		健康推進課	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		長寿社会課	
○ 指定居宅介護支援事業者の指定		〃	
【公告】			
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請		県民生活交通課	
○ 〃		〃	
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		耕地課	
○ 平成二十八年度砂利採取業務主任者試験の実施		河川課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 道路の位置の指定		〃	

目次	担当課（室）
【選挙管理委員会】	選挙管理委員会

◎岡山県告示第四百七十六号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 児島聖康病院

所在地 倉敷市児島下の町一〇―三七四

二 有効期限

平成三十一年九月十三日

附 則

この告示は、平成二十八年九月十四日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称

所 在 地

指定年月日

薬局福寿

倉敷市西坂一四八〇―一五

平成二十八年九月一日

ハート薬局中庄店

倉敷市松島一一五二―一九

平成二十八年九月一日

きたぞの薬局東一宮店

津山市東一宮五五―五

平成二十八年九月一日

◎岡山県告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年九月二日

指定を更新した医療機関

名 称

倉敷なかしま薬局

所 在 地

倉敷市中庄二五四三

更新年月日

平成二十八年九月一日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

◎岡山県告示第四百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年九月二日

指定を辞退した医療機関

名称

くにとみ薬局

山本薬局

所在地

倉敷市玉島中央町一―二三―一

真庭市下市瀬一二七七―一

辞退年月日

平成二十八年八月三十一日

平成二十八年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成28年9月2日 岡山県公報 第11818号

◎岡山県告示第四百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

株式会社第一ライフサービス

2 所在地

岡山県井原市高屋町一二八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社第一ライフサービス

2 所在地

岡山県井原市高屋町一二八番地一

三 指定年月日

平成二十八年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八六〇

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

平成28年9月2日 岡山県公報 第11818号

◎岡山県告示第四百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

森本整形外科居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県井原市上出部町四七三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人平允会

2 所在地

岡山県井原市上出部町四七三番地

三 指定年月日

平成二十八年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八五二

五 サービスの種類

居宅介護支援

〔三七四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人家庭環境の会

三 代表者の氏名

石原 宏明

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、子育てを行っている家庭を中心に、主に住宅に関する事業を行い広く社会に寄与する事を目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地

〔三七五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総社商店街筋の古民家を活用する会

三 代表者の氏名

金丸由記子

四 主たる事務所の所在地

総社市総社三丁目五番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、岡山県総社市の総社商店街筋に残る古民家（空き家）の保存・活用と文化芸術の伝承等に関する事業を行い、人と人、人と地域がつながっていくまちづくりを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔三七六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定によ
り、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称			二 退任及び就任役員		
那岐池土地改良区			退任役員	就任役員	
氏名	氏名	住所	氏名	氏名	理事 事の別
久永 茂	久永 茂	勝田郡奈義町滝本一四九四―一	渡邊 吉幸	渡邊 吉幸	理事
植月 貴男	植月 貴男	〃 七三一	杉山 正	杉山 正	〃
頼實 典夫	頼實 典夫	荒内西五七三	花房 光信	花房 光信	〃
花房 薫	花房 薫	〃 一八四―一	鷹取 敏文	鷹取 敏文	〃
長尾 隆大	長尾 隆大	柿三九九	小坂 俊三	小坂 俊三	〃
福永 孝雄	福永 孝雄	広岡七二	森安 有	森安 有	〃
中務 和人	中務 和人	〃 一〇九〇	森安 道郎	森安 道郎	〃
森藤 和義	森藤 和義	豊沢三七三	内藤 博史	内藤 博史	〃
安藤 剛	安藤 剛	中島西八八七	栗井 忠義	栗井 忠義	〃
鷹取 渡	鷹取 渡	中島東四八一	鷹取 渡	鷹取 渡	〃

鈴木萬佐福

有元
福治

// //

// //

// 豊沢四三六
四三五

// //

〔三七七〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十八年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市中区西川原二五五番地

おかやま西川原プラザ 別館 第七会議室

二 試験期日

平成二十八年十一月十一日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

平成二十八年九月二十六日（月曜日）から同年十月二十一日（金曜日）まで（郵送又は信書便の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。）

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八、〇一〇円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所を含む。）に行うこと。

〔三七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字藤ノ木三二九―一、三三〇―一、三三二―一、久代字山脇五〇三六―

一、五〇三七―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市久代五一二七

社会福祉法人雪舟福祉会

理事 守安 順吾

三 許可番号

岡山県指令建指第五六号

平成28年9月2日 岡山県公報 第11818号

〔三七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字前池尻一〇二七一五、一〇二八一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄団地六一二一一〇一号

山口 勝

山口 紀子

三 許可番号

岡山県指令建指第一一四号

〔三八〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五七―七、五七―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二五―一〇一カレラガーデンC一〇八号室

伊藤 真道

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇八号

〔三八一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇〇八号	平成二十八年八月 二十四日	一 浅口市鴨方町小坂西字大内四六番	五・〇〇	三五・〇〇

◎岡山県選管告示第七十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月二十五日から適用する。

平成二十八年九月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

新見市養護老人ホーム和みの郷かなや		新見市金谷六四一		を
特別養護老人ホームちかのり		高梁市落合町近似一三二六番地一		
軽費老人ホームケアハウスちかのり荘		高梁市落合町近似一三二四番地二		
新見市養護老人ホーム和みの郷かなや		新見市金谷六四一		
				に改める。